

7 PFAS 対策について

有機フッ素化合物（PFAS）は、その性質から様々な用途に使用されてきたが、その一つである PFOS 及び PFOA は、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘され、関東地方知事会管内でも多くの都県において、公共用水域や地下水から暫定指針値を超過して検出されている。

国からは令和2年6月に、地方公共団体向けに、暫定指針値を超えて検出された場合における「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」が示されているが、汚染の拡散防止策等の具体的な方法が示されておらず、対応に苦慮している。また、調査や対策を行う地方公共団体の財政的な負担も大きい。

国は、令和5年7月にとりまとめた「PFAS に関する今後の対応の方向性」を踏まえた、水質の暫定目標値の取扱いの検討や環境モニタリングの強化のほか、農畜水産物の調査に取り組んでいるが、PFAS の健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等が十分ではなく、国民の健康影響等への不安を払拭するには至っていない。

こうしたことを踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 PFAS について、引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、新たな知見について、速やかに情報提供すること。
- 2 公共用水域及び地下水並びに水道水に係る PFOS 及び PFOA の調査結果について、一体的な解析・研究を進め、水質に係る評価指標の取扱いを早急に確立すること。
- 3 公共用水域及び地下水並びに水道水で PFOS 及び PFOA による汚染が発見された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策、

水道水における浄水過程での除去方法、浄水処理によって生じた PFOS 及び PFOA が含まれる廃棄物の適切な廃棄方法等を、具体的に確立するとともに、地方公共団体等が行う対策に要する費用を助成すること。

4 PFOS 及び PFOA の土壤汚染の状況を踏まえ、土壤に係る評価指標及び土壤汚染対策（未然防止及び効果的・効率的な除去方法）の検討を進めること。

また、令和5年7月に示された土壤中の PFOS 及び PFOA の暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。

5 公共用水域や地下水の PFOS 及び PFOA による汚染が確認された場合において、その周辺の事業場・工場の設置者や土地所有者等（以下、「事業場の設置者等」という。）が、排出源特定のために国や地方公共団体が行う調査に協力する仕組みや、排出源であった場合に、事業場の設置者等が浄化対策やばく露防止対策を行う仕組みの構築を検討すること。

併せて、浄化が困難な場合には、地方公共団体が行う飲用水対策などについて、事業場の設置者等に一定の負担を求める仕組みを検討すること。